

平成24年度 静岡管内交通安全対策検討業務説明書

1. 業務の概要

1) 業務の目的

本業務は、静岡国道事務所管内の「静岡県事故ゼロプラン」事故危険区間における検討、評価を行い、その整備効果をわかりやすく整理するものである。また、交通安全施設に関する検討を行い交通安全事業を推進するものである。

2) 業務内容

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・交通事故・安全対策箇所における事後調査・評価・分析
- ・交通事故・安全対策箇所における事前調査
- ・事故対策設計要領（案）の作成及び概略検討結果の見直し
- ・事故危険区間リスト対策完了選定基準のとりまとめ

3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成25年 3月15日

4) 入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出するものである。

本業務は資料提出、見積書提出を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

- ① 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。
- ② 当初より、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この承諾願の受付窓口及び受付時間は次の通りである。

- ・受付窓口：中部地方整備局 静岡国道事務所 経理課

〒420-0054 静岡市葵区南安倍2丁目8番1号

電話 054-250-8901 FAX 054-252-5809

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

5) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・成果報告書（ＣＤ－Ｒ） 2部
- ・その他調査職員が必要と認めたもの 1式

6) その他

本業務の契約書は土木設計業務等委託契約書（現場調査業務無）とし、特記仕様書（案）は別添のとおりである。

2. 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

選定通知の日は別表①の日を予定する。

1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①単体企業

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないものも参加表明書及び企画提案書を提出することができるが、選定通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

2) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

3) 参加表明者の業務実績等に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成14年度以降に完了した以下に示す主たる内容が同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。
ただし、再委託等により行ったものは、実績として認めない。

同種業務：道路の交通事故要因分析に関する業務

類似業務：道路の交通事故対策に関する業務

4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

技術士（総合技術監理部門一建設又は建設部門）、土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者（平成22年度迄の特別上級、上級、1級技術者も含む）、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む。）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成14年度以降に完了した主たる内容が同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：道路の交通事故要因分析に関する業務

類似業務：道路の交通事故対策に関する業務

6) 手持ち業務量に関する要件

① 平成24年 6月 6日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成24年 6月 6日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

② 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の(1)から(4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

(1) 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

(2) 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

(3) 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者

(4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置

予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

7) 企画提案書に関する要件

参加表明書を提出する者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- ①交通事故対策実施後に事故件数が増加している箇所における追加対策の検討方針

3. 担当部局

〒420-0054 静岡県葵区南安倍2丁目8番1号

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所

- ①経理課：契約に関すること

電話 054-250-8901 FAX 054-252-5809

メールアドレス：keisdour@cbr.mlit.go.jp

- ②交通対策課：申請書等の作成に関すること

電話 054-250-8908 FAX 054-250-8911

メールアドレス：s-koutai@cbr.mlit.go.jp

4. 参加表明書及び企画提案書の提出期間、提出先及び方法

電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。電送又は電子メールは受け付けない。なお、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に以下の形式で作成したファイルを記録したものとする。

提出期間は、別表②のとおり。

提出先：3. ①と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書及び企画提案書の容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送等により提出し、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に以下の形式で作成したファイルを記録したものとする。持参又は郵送等で提出する場合には、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ①郵送等する旨の表示
- ②郵送等する書類の目録
- ③郵送等する書類のページ数
- ④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

(非選定理由)を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合には、書面(非選定通知書)をもって、通知する。

- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、分任支出負担行為担当官静岡国道事務所長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- 4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
 - (1) 受付場所：3. ①と同じ
 - (2) 受付日時：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

7. ヒアリング

ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、企画提案審査後に実施するものとし、原則として企画提案の評価において満点の60%以上の評価値を得た者を対象に実施するものとする。

- (1) 実施場所：中部地方整備局 静岡国道事務所
- (2) 実施日時：別表④のとおり
- (3) ヒアリングの日時は協議の上、決定する。
- (4) ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。
- (5) ヒアリングは配置予定管理技術者に対して行うものとし、配置予定管理技術者以外の出席は認めない。

8. 企画提案書を特定するための評価基準

- 1) 企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、以下のとおりである。
- 2) 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。
 - ① 企画提案書の非特定事項
 - ・ 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
 - ・ 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
 - ・ 実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
 - ・ 実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合
 - ・ 原則として、企画提案の評価において満点の60%に満たない評価値の場合。
 - ② ヒアリングの非特定事項
 - ・ 技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない
 - ・ 本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない
 - ・ 質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切

評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
基本事項 (企業)	業務実績	平成 1 4 年度 以 降 の 同 種 又 は 類 似 業 務 の 実 績	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 5 段階で評価する。	① 5 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
	企業信頼度(指名停止等)		企画提案書提出日において以下の期間内に中部地方整備局から処分を受けている場合、評価点を減じる。 ①該当なし ②以下のいずれかに該当する。 ア) 営業停止又は指名停止期間満了後 6 ヶ月 イ) 文書注意措置後 2 ヶ月 ウ) 口頭注意措置後 1 ヶ月	① 0 ②－10
基本事項 (技術者)	業務実績	平成 1 4 年度 以 降 の 同 種 又 は 類 似 業 務 の 実 績	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績について、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案し 5 段階で評価する。	① 10 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
企 画 提 案 書	実施方針		実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	20
	業務実施体制		実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。	10
	特定テーマ 交通事故対策実施後に事故件数が増加している箇所における追加対策の検討方針		特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。	35
ヒ ア リ ン グ	技術者としての基本的な技術力		業務内容を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合に優位に評価する。	10
	企画提案書の内容に関する知識		業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や技術提案内容の理解度が確認できる場合に優位に評価する。	10

参考見積	業務コストの妥当性	掲示した業務規模と大きくかけ離れているか、または見積もりが不適切な場合は特定しない。	—
------	-----------	--	---

9. 特定に関する事項

企画提案書が特定された者に対しては、特定通知書を電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。
なお特定通知の日は、別表⑤の日を予定する。

10. 非特定理由に関する事項

- 1) 提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、分任支出負担行為担当官静岡国道事務所長から特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合には、書面（非特定通知書）をもって、通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官静岡国道事務所長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。
- 4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
受付場所：3. ①と同じ。
受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分～16時00分まで。

11. 契約書作成の要否等

土木設計業務等委託契約書（現場調査業務無）により契約書を作成するものとする。

12. 支払条件

前払金 無 部分払 無

13. 再苦情申立て

- 1) 分任支出負担行為担当官からの非選定理由の説明又は非特定理由の説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- 2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：
 - ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
 - ・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
 - ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

14. 関連情報を入手するための照会窓口

3. と同じ

15. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別添（様式－１～５）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、本説明書２）参加表明書の記載上の留意事項及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、また、記載内容が正確に明記されていない場合は無効とする。

2) 参加表明書の記載上の留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
参加表明者の同種又は類似業務の実績	・ 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・ 記載する業務は平成14年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、３件までとする。 ・ 記載様式は様式－２とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判２枚以内に記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	・ 配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・ 手持ち業務は、平成２４年 ６月 ６日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。 手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 記載様式は様式－３とする。 ・ なお、関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として参加表明書を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	・ 配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・ 記載する業務は平成14年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、３件までとする。 ・ 記載様式は様式－４とし、図面、写真等を引用する場合も含

	め、1 業務につき A 4 判 2 枚以内に記載する。 なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。 レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」を A 4 判 1 ～ 3 枚に記述した資料及び経歴書とすること。 なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においても A 4 判 1 枚程度の概要を添付すること。
業務実施体制	・ 1 社単独で、※印に記載されている再委託等がある場合は、業務の分担について記載する。 ※他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・ 記載様式は様式－5 とする。 ・ 業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。

①業務実績等を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

参加表明者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、配置予定管理技術者の請負業務で従事した実績の場合で、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料が諸般の事情により、写しが提出出来ない場合は、誓約書（自由様式）を提出することとし、誓約書に虚偽の記載があった場合は、申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し指名停止の処置を行うものとする。

ただし、参加表明者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を

提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

なお、技術士（総合技術監理部門－建設）の場合、総合技術監理部門－建設までが確認できる資格証明書等の資料も提出すること。

様式－３に記載する配置予定管理技術者の優良表彰等があった場合は、その表彰を証明する賞状等の写しを提出すること。

上記に記載した確認資料等が提出されない場合は、実績等の確認が出来ないことから提出資料の不備として、選定しない。

16. 企画提案書の作成及び留意事項

企画提案書は、別添（様式－６～９）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、企画提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、参考見積（自由様式）の提出がない場合は、提案された企画提案内容の業務規模等が判断できないため提案を無効とし、選定しない。

提出書類について、本説明書①企画提案書の内容に関する留意事項及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とし、選定しない。また、様式に記載する際、提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。記載されている場合には、無効とし、選定しない。

①企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	・ 本業務の実施方針について記載する。 ・ 記載様式は様式－７とし、Ａ４判１枚以内に記載する。
業務実施体制	・ 本業務の実施体制について記載する。 ・ 記載様式は様式－８とし、Ａ４判１枚以内に記載する。
特定テーマ	特定テーマについて対する取り組み方法等を記載する。 ①交通事故対策実施後に事故件数が増加している箇所における追加対策の検討方針 の提案 交通事故対策実施後に事故件数が増加している箇所における追加対策の検討方針 を簡潔に記載する。 ・ 記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることは認めない ・ 記載様式は様式－９とし、１テーマにつきＡ４判２枚以内に記載する。

参考見積	・本業務に係る参考見積を提出すること。 ・なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。 ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に記載する。
------	--

②既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- 1) 資 料 名：①平成23年度 静岡管内交通安全対策検討業務 報告書
- 2) 閲覧場所：3. ②と同じ。
- 3) 閲覧期間：企画提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（事前に3. ②の担当部局に連絡すること。）

③業務量の目安

本業務の参考業務規模は、250万円程度（建設コンサルタントに委託する場合）を想定している。

なお、本業務のその他経費の割合及び業務価格に占める一般管理費等の割合については、 $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 30\%$ とする。

17. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- 3) 参加表明書提出期限から見積合せの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。なお、見積合せの日は平成24年 7月23日を予定している。
- 4) 2. 3) の同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加等することができない。
- 6) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 8) 提出された参加表明書（CD-R等の電子媒体含む）は返却しない。なお、提出された参加表明書は、企画提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- 9) 特定された者以外が提出した企画提案書は、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、電子入札システムにより提出した場合には、電子入札システムから技術提案書を削除する。紙入札方式により提出した場合には、中部地方整備局において廃棄するが、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を技術資料に記載するこ

と。記載無き場合は返却の希望がないものとみなす。

ただし、提出されたCD-R等の電子媒体は、分任支出負担行為担当官において廃棄。

- 10) 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- 11) 参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 12) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
 - ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 13) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- 14) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、3. 担当部署まで連絡すること。
- 15) 参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- 16) 参考として、「設計業務等における新たな積算手法について」は、下記URLに積算基準等が掲載されています。

URL:<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html>

別表

①	選定通知の日	平成２４年　６月２７日
②	参加表明書及び企画提案書の 提出期間	平成２４年　６月　７日から平成２４年　６月２１日 までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	説明書の内容についての質問 の受付期間	平成２４年　６月　７日から平成２４年　６月１１日 までの10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	ヒアリングの期間	平成２４年　６月２９日から平成２４年　７月　３日
⑤	特定通知の日	平成２４年　７月１０日

○参加表明書標準例

(様式－１)

参加表明書

業務の名称 平成２４年度 静岡管内交通安全対策検討業務

履行期限 平成２５年 ３月１５日

標記業務の参加表明書を提出します。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局

静岡国道事務所長 西村 徹 殿

提出者) 住 所

電話番号

F A X

会社名 ○○建設コンサルタント(株)

代表者 役職名 氏名 (印※)

作成者) 担当部署

氏名

F A X

E-mail

(※ 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。)

(様式－２)

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

企業名：

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務、又は類似業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判２枚以内に記載する。

※設計共同体の場合は、代表者、構成員ともに記載し提出すること。

※設計共同体の場合、代表者、構成員それぞれの企業名を記載。

予定管理技術者の経歴等

ふりがな ①氏名		②生年月日		
③所属・役職				
④保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)				
⑤手持業務の状況(平成24年 6月 6日現在), 契約金額500万円以上(ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を 付して記載すること。)				
業務名(TECRIS登録番号)	職務上の立場	発注機関	履行期間	契約金額
				(契約金額合計 万円)
⑥平成20年から平成23年の技術者の優良表彰 (表彰受賞年)				
表彰年度	業務名	発注者	表彰者	

注：優良表彰等があった場合、その写しを提出すること。

(様式－４)

予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

業務の分類	
業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務分類には、同種業務、又は類似業務を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判２枚以内に記載する。

(様式－５)

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注１：１社単独で注２に記載されている再委託等がある場合、業務の分担について記載するものとする。

なお、１社単独で、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注２：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

(様式－ 6)

企画提案書

業務の名称 平成24年度 静岡管内交通安全対策検討業務

履行期限 平成 2 5 年 3 月 1 5 日

標記業務について、企画提案書を提出します。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局

静岡国道事務所長 西村 徹 殿

提出者) 住 所

電話番号

会 社 名 ○○建設コンサルタント(株)

代 表 者 役職名 氏名 (印※)

作成者) 担当部署

氏 名

F A X

E-mail

(※ 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。)

実施方針

※A 4 判 1 枚以内に記載する。

注：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。

業務実施体制

※A４判１枚以内に記載する。

注：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。

特定テーマ 1

交通事故対策実施後に事故件数が増加している箇所における追加対策の検討方針

※A 4 判 2 枚以内に記載する。

注：提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名等）を記載してはならない。

平成24年度 静岡管内交通安全対策検討業務 特記仕様書（案）

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、静岡国道事務所の実施する「平成24年度 静岡管内交通安全対策検討業務」に適用する。

本業務に適用する共通仕様書は、「設計業務等共通仕様書 平成23年4月 中部地方整備局」（以下「共仕」という。「<http://www.cbr.mlit.go.jp/>」）とする。

第2条 業務目的

本業務は、静岡国道事務所管内の「静岡県事故ゼロプラン 事故危険区間」における検討・評価を行い、その整備効果を分かりやすく整理し、管内の交通安全施設に関する検討を行い、交通安全対策事業を推進するものである。

第3条 業務内容

1. 業務計画

業務実施に当たり、業務の目的・主旨を把握し、設計図書に示す業務内容を確認した上で、業務計画書を作成する。

2. 現地踏査

業務の遂行にあたり、事故危険区間リスト箇所及び管内の道の駅等について、必要な現地踏査を適宜実施し、現地にて得られた情報について整理する。

3. 交通事故・安全対策箇所における事後調査・評価・分析

「事故対策工事箇所」

事故対策の対策効果評価のため、平成23年度に事前交通挙動調査を実施した別紙1の9箇所の内2箇所で事後調査（過年度検討レビュー）を実施する。また、最新の交通挙動と事故データ（警察の最新事故データの活用）の両面から評価・分析を実施する。

なお、調査箇所は事前調査内容及び対策内容を比較整理して効果的な調査箇所を選定し、調査職員と協議すること。

「休憩施設整備箇所」

平成23年4月にオープンした138号道の駅すばしり（20.7kp付近）は、平成24年3月に東富士五湖道路へのランプが供用開催された。この道の駅すばしりにおいて駐車場利用台数・施設利用者数の実態調査、施設利用者への聞き取り調査、整備実施箇所

所周辺の事故発生状況・交通量調査（1箇所）を実施し、利用者に対する整備後の安全性、快適性の整備効果や課題等を取りまとめる。なお、実施時期は下記とし、具体的な日時は、別途調査職員と協議すること。

- ・東富士五湖道路ランプ供用後3ヶ月後調査（別途業務にて実施）
- ・東富士五湖道路ランプ供用後6ヶ月後調査

4. 交通事故・安全対策箇所における事前調査

事故ゼロプランの事故危険区間リストのうち、平成24年度に工事を行う別紙1の23箇所の内2箇所について、事前調査（交通挙動調査等）を実施する。調査項目は、過年度の調査手法を参考に調査前に調査職員と協議して設定するものとする。なお、調査箇所は対策内容を比較整理して効果的な調査箇所を選定し、調査職員と協議すること。

5. 事故対策設計要領（案）の作成及び概略検討結果の見直し。

事故対策として行われるカラー舗装・区画線及び付属物設置は具体的な設計要領が無いことから静岡国道管内でも様々な内容で整備されている。各対策工法の目的・メリット・デメリットをまとめ静岡国道事故対策設計要領（案）を作成する。

次に、作成した設計要領（案）をもとに下記の平成23年度及び別途発注予定業務で整理した静岡県事故ゼロプランの事故危険区間リスト164箇所（静岡管内）の概略検討結果の見直しを行う。なお、過年度に対策を実施した箇所の平均事故件数または事故率が増加している区間については追加対策の検討を合わせて行うものとする。

- ・平成23年度 静岡管内交通安全対策検討業務
- ・平成24年度 静岡地区交通安全対策調査業務（予定）

なお、設計要領（案）の作成にあたっては、下記業務の成果を確認すること。

- ・平成21年度 静岡管内交通対策設計業務
- ・平成23年度 静岡管内交通安全対策詳細設計業務

6. 事故危険区間リスト対策完了選定基準のとりまとめ

事故ゼロプラン 事故危険区間リストにおいて対策後の事故率・事故件数を踏まえた対策完了選定基準のとりまとめを行う。また、静岡県道路交通環境安全推進連絡会議における説明資料等の作成を行う。

7. 緊急的な事故対策検討

平成24年度に重大事故が発生した箇所及び静岡県警等から緊急的な事故対策の要望があった箇所等の対策検討を行う。対策は、過去の事故発生状況を調査し、事故ゼロプランの概略検討と整合を図った上で短期的な対策と中長期的な対策をそれぞれ検討すること。

なお、対策検討箇所は静岡管内で単路部2箇所、交差点部2箇所を予定している。

8. 情報提供施設改善検討（短期）

道の駅は、休憩・地域連携・情報提供の3つの機能を併せ持つ施設として登録されているが、道路管理者として提供出来る情報が適切に提供出来ていない状況にある。そこで、静岡国道管内における道の駅5箇所（宇津ノ谷峠・富士・朝霧高原・ふじおやま・すばしり）の情報提供施設の短期で行える改善検討を行う。なお、現況及び対策後の利用者数をカウントする施設の設計を行い、工事発注図面及び数量計算書の作成を行う。

9. 「道の駅」の防災拠点化整備検討

昨年度に中部技術事務所で検討された中部地方整備局管内の「道の駅」の防災拠点化の検討結果を踏まえ、過年度に整理された静岡国道事務所管内の「道の駅」の整備方法を再検討する。

第 4 条 資料の貸与

1. 「共仕」第 1112 条で示す委託者の貸与する資料は、下記のとおりとする。また、受注者は貸与された資料を速やかに返却しなければならない。

- (1) 平成 21 年度 静岡管内交通対策設計業務 報告書
- (2) 平成 23 年度 静岡管内交通安全対策検討業務 報告書
- (3) 平成 23 年度 静岡管内交通安全対策詳細設計業務 報告書
- (4) 調査職員が必要と認める資料

第 5 条 業務工程管理表

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務工程管理表を作成し、記載内容等に関し発注者の承諾を得た後、業務計画書に添付するものとする。また、受発注者は、業務工程管理表を随時更新し、業務進捗状況の共有に努めるものとする。業務工程管理表は打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に発注者に提出するものとする。

第 6 条 打合せ

「共仕」第 1110 条の 2「業務の区切り」は下記のとおりとし、打合せ場所は静岡国道事務所とする。なお、打合せ回数は 5 回を予定している。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ（3 回）
- 3) 成果品納入時
- 4) その他監督職員が必要と認めた時

また、打合せ時に業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員によ

る履行確認を行うものとする。

第 7 条 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。

電子納品とは、本業務の最終成果を「土木設計業務等の電子納品要領（案）」〔平成 20 年 5 月〕（<http://www.cals-ed.go.jp/>）（以下、「要領」という）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成された電子データで納品することをいう。

なお、書面において署名又は押印が必要な場合や電子データ化が著しく困難と判断される一部の検査証明書の取り扱いについては、調査職員と協議するものとする。

また、下記の項目について、業務着手前に調査職員と協議すること。

- ・ 電子納品の対象とする書類とそのファイル形式
- ・ 業務中の書類の取り扱い
- ・ 検査時の対応

2. 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「要領」に基づいて作成した電子媒体とする。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はない。その他資料の提出方法は調査職員と協議すること。

なお、発注時に電子化されないもの若しくは、今後の業務執行において利活用されないものについては、受注者による電子納品のための電子化を義務づけるものでなく、電子納品の運用は、「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】（平成 21 年 6 月）：（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとする。

また、発注時に紙及び CAD 化されてない図面や資料を CAD 等電子化についての取り扱いは調査職員と協議すること。

「要領」「ガイドライン」で記載なき事項及び疑義が生じた場合は調査職員と協議の上決定するものである。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第 8 条 成果品の提出

成果品は、「要領」に基づき作成した電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で 3 部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、調査職員と電子化の是非について協議するものとする。

なお、電子データ及び紙による成果品の提出の併用は行わないものとするが、特に必要となった場合は調査職員と協議するものとする。また、公印が必要な品質証明書等の書類の原本性の確認が必要となるものは、検査時に検査官に提示出来るよう整理するものとする。

成果の提出先は、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所交通対策課とする。

第 9 条 管理技術者

管理技術者は、本業務の履行にあたり、技術士（建設部門）、土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者、1 級土木技術者、R C C M（R C C M と同等の能力を有する者も含む）又はこれらと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

第 10 条 T E C R I S 完了登録済みデータに対する訂正（削除）

共仕第 1109 条に規定する「業務カルテ」について、完了後において訂正または削除を行おうとする場合においては、静岡国道事務所の確認を受けた上で、（財）日本建設情報総合センターへ登録申請するものとする。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務受領カルテ」が届いた場合は、その写しを静岡国道事務所に提出しなければならない。

第 11 条 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、共仕第 1127 条第 1 項に示すほか、下記に掲げるものとする。

①なし

2. 共仕第 1127 条第 5 項に規定する書面に記載すべき事項は下記のとおりとする。

①再委託の相手方の住所及び氏名並びに当該再委託の相手方が行う業務の範囲

②再委託の相手が再々委託を行うなどの複数の段階で再委託が行われるときには、当該複数の段階の再委託の相手方住所及び氏名並びに当該複数の段階の再委託の相手がそれぞれ行う業務の範囲

3. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、共仕第 1127 条第 2 項に規定する部分の他、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力及び単純集計とする。

第 12 条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議して定めるものとする。

以 上

「H23 事前調査箇所」

①国道	1号	葵区南安倍交差点	182.75k p 付近
②国道	52号	清水区小河内地区（単路部）	11.10～11.19k p 付近
③国道	138号	御殿場市仁杉交差点	27.65k p 付近
④国道	139号	富士市吉原5丁目交差点	0.99k p 付近
⑤国道	246号	御殿場市川島田南交差点	103.05k p 付近
⑥国道	246号	御殿場市杉名沢交差点	103.50k p 付近
⑦国道	246号	裾野市御宿北交差点	111.30k p 付近
⑧国道	246号	裾野市深良地区（単路部）	113.00～113.50k p 付近
⑨国道	246号	沼津市岡一色交差点	123.64k p 付近

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
A 走行車両の走行速度	●	●		●	●	●	●	●	●
B 停止線のはみ出し車両台数				●	●	●	●	●	●
C 信号無視車両台数				●	●				●
D 右折車両による直進車両の阻害回数			●						
E 右折車両の右折レーンのはみ出し回数							●		
F 右折車両を避ける後続の直進車両の台数							●		
G 合流部での合流に伴うブレーキ車両台数				●					
H 右折レーン区間での無理な進入車両台数					●		●		●
I 右折車両の停止位置					●	●	●		●
J 右折車両の走行位置					●	●	●		●
K 左折車両のブレーキ車両台数	●								
L 左折車両の走行速度	●								
M 自転車横断位置別の自転車交通量	●								
N 左折車両の後続車両のブレーキ車両台数								●	

「H24 事前調査予定箇所」

①国道	1号	一里山交差点	リスト番号：121
②国道	1号	あざれあ前交差点	リスト番号：102
③国道	1号	日ノ出町交差点	リスト番号：9
④国道	1号	紺屋町交差点	リスト番号：100
⑤国道	1号	常盤町2丁目交差点	リスト番号：101
⑥国道	1号	手越（単路部）	リスト番号：105
⑦国道	1号	手越原交差点	リスト番号：35
⑧国道	1号	（静清BP）瀬名中央2丁目交差点	リスト番号：230
⑨国道	1号	柿田川公園前交差点	リスト番号：22
⑩国道	1号	三島玉川交差点	リスト番号：72

⑪国道	1号	玉川東交差点	リスト番号：	—
⑫国道	1号	八幡東交差点	リスト番号：	2
⑬国道	1号	八幡交差点	リスト番号：	3
⑭国道	1号	大塚交差点	リスト番号：	81
⑮国道	1号	原団地交差点	リスト番号：	82
⑯国道	1号	原東町交差点	リスト番号：	83
⑰国道	138号	萩原北交差点	リスト番号：	195
⑱国道	139号	宮原東交差点	リスト番号：	212
⑲国道	139号	妙円寺前交差点	リスト番号：	206
⑳国道	139号	矢立町交差点	リスト番号：	208
21国道	246号	御宿平山交差点	リスト番号：	222
22国道	246号	八反田交差点	リスト番号：	65
23国道	246号	柏葉尾交差点	リスト番号：	225